

地方独立行政法人那覇市立病院 第2期中期計画

はじめに

地方独立行政法人那覇市立病院は、平成20年度の法人設立時から平成23年度までの第1期中期計画（4年間）では、病院の理念のもと、公的病院としての使命の実現に努め、安心・安全な医療や高度医療の提供に一定の成果を得た。

特に、地方独立行政法人化のメリットを生かし、経営面においては、毎事業年度黒字決算を達成することができた。

平成24年度から平成27年度までの第2期中期計画においても、自主性・自律性を最大限に発揮して、地域医療を担う中核病院としてさらに市民の健康の維持・増進に寄与するべく、市長から示された第2期中期目標を達成するため、次のように第2期中期計画を定める。

第1 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 診療機能の充実

(1) 救急医療体制の充実・強化

① 救急医療体制の充実・強化

ア 地域の医療機関等と連携して、365日24時間救急医療体制の維持・充実を図る。

イ 脳卒中センターを開設し、脳卒中疾患患者の治療を強化する。

② 消防や関係機関との連携強化等

ア 消防との連絡調整会議や、救急救命士に対する教育実習等を実施し、連携を強化する。

イ 救急搬送の受け入れを円滑に行うため、地域住民に適正な救急受診についての啓発を行う。

(参考) 急病センター患者数、受入率

区分	平成22年度実績
入院患者数	4,832人
救急搬送数	4,118人
救急搬送の受入率	90.2%

(2) 高度医療の充実

① 高度医療の充実

地域の中核的急性期病院として、優秀な医療スタッフの確保に努めるとともに、がん治療やその他の高度医療を充実するため、医師等の増員とスキルアップを図る。

② 医療機器等の計画的な更新・整備

中期計画の期間における資金計画を策定し、計画的に次の医療機器等の更新・整備を進める。

ア 血管造影装置

イ CT、MRI

ウ 電子カルテ

(3) がん医療体制の強化

① 地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実

ア 沖縄県がん診療連携拠点病院との連携を強化し、がん診療連携パスの利用を促進する。

イ がん医療の水準向上のため、がん診療に従事する医師等に対する研修会を開催する。

ウ 地域がん登録を推進する。

エ 緩和ケア認定看護師等の増員に努め、他の機関と連携し、緩和ケアの充実を図る。

② がんに関する情報の市民への普及・啓発

地域住民に対し、がんフォーラム等の講演会を継続して開催する。また、患者図書室を設置し、がんに関する情報の提供に努める。

(4) 地域連携の推進・強化

地域医療支援病院として地域で完結する切れ目のない医療を提供するため、次のように地域の医療機関との連携を強化する。

① 地域医療支援病院運営委員会を定期的に開催する。

② 地域連携交流会を開催する。

③ 登録医との定例会を開催する。

④ 地域医療支援病院の維持を図り、開放病床の積極的な利用を促進する。

(参考) 紹介率・逆紹介率及び開放病床利用率

区 分	平成 22 年度実績	地域医療支援 病院承認要件
-----	------------	------------------

紹介率	72.7%	60%以上
逆紹介率	54.2%	30%以上
開放病床利用率	76.4%	50%以上

⑤ 地域連携パスの利用を促進する。

(5) 市の医療施策との連携等

① 保健・福祉行政との連携

市民の健康増進を図るため、市等の関係機関と連携・協力して特定健診等の各種健診を実施する。

また、平成25年度に設置が予定されている那覇市保健所（仮称）と情報交換を行い、感染症対策などの施策との連携を図る。

② 災害時における医療協力

災害時等には、医療拠点としての役割を担うとともに、那覇市の地域防災計画や新型インフルエンザ等の健康危機管理対策に適切に対応する。

また、他の自治体等において大規模災害が発生した場合は、災害派遣医療チームを派遣するなど、医療救援活動の支援に努める。

市が実施する防災訓練へ参加し、災害に対応できる体制を整える。

③ 市民への情報の提供・発信

ア 市民に対してホームページやマスコミ等を活用し、医療情報を提供する。

イ 医療講演会を開催する。

(6) 専門性及び医療技術の向上

① 琉球大学と連携して、初期臨床研修医及び後期研修医の教育研修の充実に努め、また、指導医、後期研修医に対し、県内外の先進的な医療機関への派遣研修を実施する。

② 学会参加、論文発表を推進する。

③ 看護職の専門性の向上のため、認定看護師及び専門の資格取得を支援する。

④ 薬剤師、放射線技師、検査技師その他のコメディカルについても、各部門で専門性に応じた研修等を実施し、認定及び専門の資格取得を支援する。

(7) 医療の標準化と最適な医療の提供

効果的な医療を提供できるよう、診療ガイドライン等を参考にしたクリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表）を作成し、活用を図る。

（参考）クリニカルパス運用実績

区 分	平成 22 年度実績
クリニカルパス適用患者数	2,710 人
クリニカルパス種類数	120（累計）

(8) 安心・安全で質の高い医療の提供

① 医療安全対策の徹底

安心・安全で良質な医療を提供するため、院内感染症対策及び医療事故防止対策を徹底する。

② 患者中心の医療の実践

患者の信頼と納得に基づいた医療を実践する。

ア インフォームド・コンセントの継続

イ セカンドオピニオン体制の維持

③ 科学的な根拠に基づく医療（EBM）の推進

診療ガイドラインに基づいた診療を実践することにより、科学的な根拠に基づく質の高い医療を推進する。

④ 法令・行動規範の順守（コンプライアンス）

医療法や個人情報保護、情報公開などの法令等を順守するため、研修会を実施する。

⑤ 病院機能評価の更新

平成25年度に病院機能評価の更新を受審し、医療機能の一層の充実・向上を目指す。

2 患者サービスの向上

(1) 診療待ち時間の改善等

① 地域連携を推進し、地域医療機関と役割分担を行い、外来診療の待ち時間短縮に努める。

② 医療機器の充実と業務体制の見直しを行い、検査・手術待機期間等の短縮に努める。

(2) 患者・来院者のアメニティの向上

- ① 患者・来院者により快適な環境を提供するため、院内へ絵画を展示するほか、施設の改修・補修等を実施する。
- ② 患者・家族等に憩いの場を提供するため、院内緑化を推進する。
- ③ 患者のプライバシー確保に配慮した院内環境整備に努める。
- ④ 患者・家族等の健康に配慮し、敷地内禁煙を継続する。

(3) 受診者の利便性向上

クレジットカード等による医療費の支払いなど、受診者の利便性の向上に取り組む。

(4) ボランティアとの協働によるサービス向上

ボランティアが活動しやすい環境をつくり、ボランティアとの協働を推進する。

また、意見交換を積極的に行い、ボランティア活動の拡大に努める。

(5) 職員の接遇向上

患者や来院者に選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、全職員が参加する接遇研修等により、職員の接遇向上に努める。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、自律性・透明性の高い病院運営を行うとともに、さらなる改善を図り業務執行体制の効率化に努める。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の着実な達成に向けて部門ごとの事業計画を作成し、効率的な病院運営に努める。

1 事務スタッフの専門性の向上

事務部門においては、病院経営の専門的知識等に優れた人材を育成し、組織として経営の専門性を高める。

- (1) 院内研修及び外部研修視察等、研修体制を強化する。
- (2) 学会参加、論文発表を推進し、専門資格取得を支援する。

2 予算執行の弾力化と費用節減

- (1) 法人の会計制度を活用した弾力的な予算執行を行い効率的・効果的な事業運営に努める。

- (2) 適正な後発医薬品の採用促進により患者の負担軽減と法人の費用節減に努める。

後発医薬品の適正な使用目標

区 分	平成 22 年度実績	平成 27 年度目標値
後発医薬品投薬使用率	20.8%	30%

- (3) 薬品、診療材料等の購入価格の低減及び適正な在庫管理を行い、費用節減に努める。

- (4) その他費用の適正化に努める。

3 収益の確保

診療報酬改定や健康保険法等の改正に的確に対処し、引き続き収益を確保する。

- (1) 救急指定病院として空床を確保するなど、適切な病床稼働率を維持する。

- (2) 高度医療機器の稼働率の向上に努める。

- (3) DPC/PDPSの機能評価係数の内容を検討し係数を高めるための対策を行う。

(※) DPC/PDPSとは、従来の診療行為ごとに計算する「出来高払い」方式とは異なり、入院患者の病名や症状をもとに手術などの診療行為の有無に応じて、厚生労働省が定めた1日当たりの診断群分類点数をもとに医療費を計算する定額払いの会計方式をいう。

収益に係る目標

区 分	平成 22 年度実績	平成 27 年度目標値
病床稼働率	91.6%	90.0%
入院診療単価	50,365 円	51,100 円
外来診療単価	12,579 円	13,000 円

※平均在院日数が短縮すると病床稼働率が減少する。

- (4) 診療報酬の請求漏れや減点を防止するとともに、未収金の未然防止対策と早期回収に努める。

第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

地方独立行政法人法の趣旨に沿って、市からの運営費負担金の確保を図り、起債を安定的に活用し、市の病院として公的使命を果たせる経営基盤を維持していく。

1 予算（平成24年度～平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	47,994
医業収益	46,768
運営費負担金収益	918
補助金等収益	308
営業外収益	309
運営費負担金収益	26
営業外雑収益	283
臨時収益	0
資本収入	2,598
運営費負担金収益	1,019
長期借入金	1,560
その他資本収入	19
その他の収入	0
計	50,901
支出	
営業費用	45,353
医業費用	43,984
給与費	27,423
材料費	9,195
経費	7,080
研究研修費	286
一般管理費	1,369
営業外費用	47
臨時損失	40
資本支出	3,526
建設改良費	1,620
償還金	1,906
その他支出	1,200
計	50,166

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 給与費のベースアップ率を0%として試算している。

(注3) その他の支出は、国債、地方債、政府保証債（元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣が指定する有価証券の購入予定額である。

[人件費の見積もり]

期間中総額 28,436百万円を支出する。なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、時間外勤務手当及び休職者給与の額に相当するものである。

[運営費負担金の繰出基準等]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、「地方独立行政法人法等の施行に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱いについて」（平成16年4月1日付け総財公第39号総務省自治財政局公営企業課長通知）の「第1 設立団体が負担すべき経費について」に定められた基準による。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金等については、資本助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（平成24年度～平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入の部	48,364
営業収益	48,063
医業収益	46,702
運営費負担金収益	918
補助金等収益	308
資産見返物品受贈額戻入	135
営業外収益	301
運営費負担金収益	26
その他営業外収益	275
臨時利益	0
支出の部	48,181
営業費用	48,094
医業費用	46,727
給与費	27,451
材料費	9,115
経費	7,631
原価償却費	2,252
研究研修費	278
一般管理費	1,367
営業外費用	47
臨時損失	40
純利益	183
目的積立取崩額	0
総利益	183

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画（平成24年度～平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	54,049
業務活動による収入	48,303
診療業務による収入	46,768
運営費負担金による収入	944
補助金等収入	308
その他の業務活動による収入	283
投資活動による収入	1,038
運営費負担金による収入	1,019
その他の投資活動による収入	19
財務活動による収入	1,560
長期借入れによる収入	1,560
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	3,148
資金支出	54,049
業務活動による支出	45,440
給与費支出	28,436

材料費支出	9, 195
その他の業務活動による支出	7, 809
投資活動による支出	2, 820
有形固定資産の取得による支出	1, 620
その他の投資活動による支出	1, 200
財務活動による支出	1, 906
長期借入金の返済による支出	1, 083
移行前地方債償還債務の償還による支出	823
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	3, 883

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) その他の投資活動による支出は、国債、地方債、政府保証債（元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣が指定する有価証券の購入予定額である。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額 1,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 運営費負担金の受け入れ遅延等による資金不足の対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。

第7 料金に関する事項

1 診療料等

病院において診療又は検査を受ける者から診療料を、病院の施設を利用する者から使用料を徴収する。

- (1) 診療料の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)により算定した額とする。ただし、これにより難しい場合にあっては、理事長が別に定める額とする。

- (2) 使用料の額は、理事長が別に定める額とする。

2 文書料

病院において診断書、証明書等の交付を受ける者から1通につき、理事長が別に定める額の文書料を徴収する。

3 徴収猶予等

- (1) 理事長は、災害その他特別の理由により使用料又は文書料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。
- (2) 理事長は、使用料又は文書料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、これを減免することができる。
- (3) 理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により使用料又は文書料の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。
- (4) 既納の使用料又は文書料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第8 その他業務運営に関する重要事項

- 1 施設の災害対策について
病院施設の被災に的確に対応するため、災害対策マニュアルを策定し、防災・防火訓練を定期的実施する。
- 2 病院建替について
病院建替に備え、内部検討委員会を設置し検討する。

第9 那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則(平成20年那覇市規則第4号)第4条で定める事項

1 施設及び設備に関する計画(平成24年度～平成27年度)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	総額1,600百万円	那覇市長期借入金等

- (注1) 金額については見込みである。
(注2) 各事業年度的那覇市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

- 2 積立金の処分に関する計画
前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備又は医療機器

の購入等に充てる。